

令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項

募集期間：令和4年（2022年）4月20日（水）～令和4年（2022年）5月25日（水）
※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和4年（2022年）4月20日（水）～令和4年（2022年）5月11日（水）となります。
※千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項（以下「募集要項」という。）等をよく読み、記載例を参考に、適正な書類提出及び報告等を行ってください。

1 募集テーマ

千葉市ならではの夜の定番になりえるコンテンツの創出

2 対象事業者

(1) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(2) 一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。

(3) 一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。

(4) 公益社団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。

(5) 公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。

(6) 商業団体

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。

(7) NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。

(8) その他法律に基づいて設立される法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に、新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

3 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とします。コロナ禍においても実施可能な事業が望ましく、また、会場とオンラインの参加を組み合わせたハイブリット開催をする場合は、オンラインならではの工夫や取組みを取り入れた事業が望ましいです。

- (1) 当該事業について、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。ただし、前年度支援事業（令和3年度支援事業）で、前年度の結果を踏まえた改善又は拡充をしている場合は申請可能です。

※令和3年度以前に本制度による支援を受けた事業者や、市から他の財政的支援を受けたことのある事業者であっても、内容等の異なる別の事業であれば、本条件には抵触しません。

- (2) 当該事業に千葉市が共催していないこと。
- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (4) 千葉市内で行われること。
- (5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること（日没前からの継続コンテンツも含む。）。
- (6) 原則として、令和4年度に実施される新規の事業であること又は過去に開催したことのある事業のうち、本制度の支援を受けていない事業にあっては、改善又は拡充が行われ、夜間の更なる集客が見込まれること。
- (7) 次年度以降は、参加者から徴収する料金又は協賛等にて、事業を継続できる見込みがあること。
- (8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台又はオープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること又は特徴的な建造物若しくは空間の夜間利用を行うこと。

(例)・屋外でのイベント

- ・図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）
 - ・夜間の各種自然体験ツアー（星空ツアー等）
 - ・早朝のアクティビティ（宿泊を誘発できるもの）
- など

- (9) 開催場所等について、施設管理者等と事前協議し、開催可能か確認をすること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施に当たり、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。

(例) ①3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をすること。

- ②アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。
- ③来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。
- ④飛沫感染の恐れがある場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用する。

など

(11) 令和4年(2022年)12月31日までに完了する事業。ただし、年内に事業を開始し、開催が2か月以上の場合、令和5年(2023年)2月28日までに完了する事業も認めます。

※次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業を、新規の事業として申請した場合、市から審議会に意見聴取の上、申請要件を満たさないものとして受け付けない場合があります。

- ①令和3年度以前に、本制度による支援(以下「当該支援」という。)を受けた事業者又はその構成員が実施する事業
- ②当該支援を受けた事業と類似すると市が判断する事業
- ③当該支援を受けた事業を、令和4年度に継続しない場合

4 支援内容

(1) 関係者調整

支援事業実施に向けた、公共施設の施設管理者等との調整支援を行います。

なお、プレエントリーの段階で、施設管理者等の連絡先が分からず、事前協議がお済みではない場合は、お申し出ください。連絡先をお伝えしますので、まずは施設管理者等と事前協議をしていただき、必要に応じて、市が調整を支援します。

また、市が支援事業を後援します。

※公園や市の施設等を使用する際、市の後援が必要となる場合がありますので、施設管理者等にご確認ください。

(2) 補助金の交付

支援事業に要する経費を補助します。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費
- i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

(ア) 補助金の交付申請額

a 新規の支援事業

補助金の交付申請額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000万円を上限とします(千円未満は切り捨て。)。ただし、ソフト事業及びハード事業それぞれの交付申請額の上限は、500万円とします。

b 前年度支援事業(令和3年度支援事業)

補助対象経費の2分の1以内の額で、500万円を上限とします(千円未満は切り捨て。)。ただし、前年度に収益が生じた場合、500万円から収益分を差し引いた額を上限とします。

※収益分とは、前年度の事業報告書(様式第7号の2)に記載の収入総額から支出総額を

引いたものをいう。

(例) 前年度事業収益150万円の場合
補助対象経費の1/2以内、上限350万円

(イ) 補助金の交付決定額

補助金の交付決定額は、予算の範囲内の決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会への諮問及び答申を受けて決定するため、交付申請額どおりにならない場合があります。

(ウ) 事前交付

制度要綱第15条の規定に基づき、交付決定額の1/2以内で、1回のみ、事前交付することができます。

(エ) 補助金の額の確定

補助金の額の確定は、実績報告書及び必要な調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときに、補助金の額を確定します。

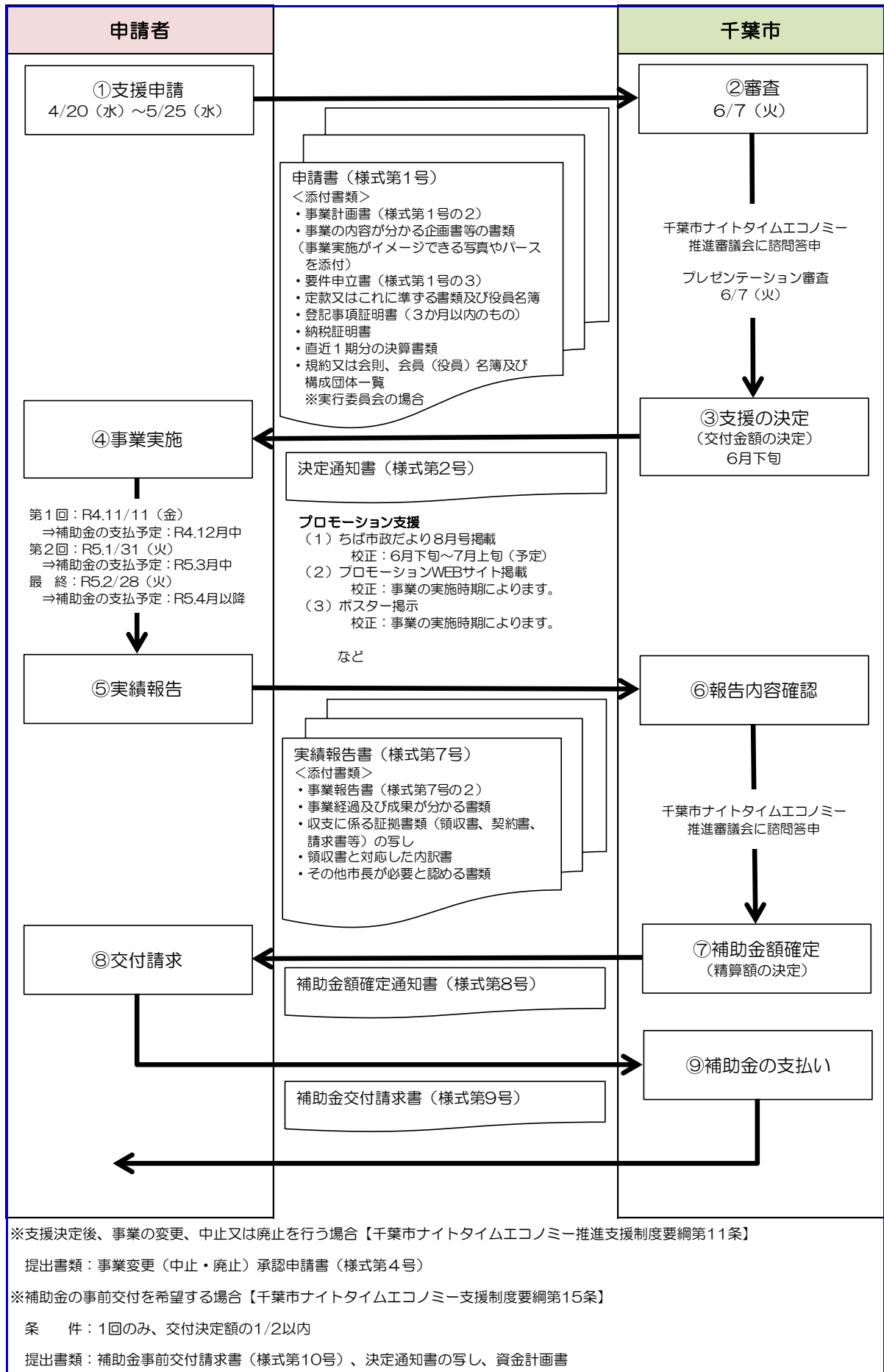
(3) プロモーション支援

支援事業は、市の後援事業となるほか、市の広報媒体等でのプロモーション支援を行うことを予定しています。プロモーション支援に当たり、過去に実施した際の写真やイメージパス等の提出のほか、掲載内容の確認等をお願いすることがありますので、申請の段階でご準備をお願いします。

以下は、プロモーションの例になります。広報の時期や状況により、実施できないこともありますので、ご承知おきください。

(例) プレスリリース、ちば市政だより、市ホームページ(イベントカレンダー)、ナイトタイムエコノミープロモーションWEBサイト、インターネット広告、ラジオ告知(ベイエフエム)、市が管理している施設や掲示板等でのポスター掲示など

5 申請の流れ



6 プレエントリー

(1) 提出書類

令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
TEL：043-245-5359
FAX：043-245-5558

(3) 受付期間

令和4年（2022年）4月20日（水）から令和4年（2022年）5月11日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。

なお、提出書類が整わない場合は、審査の対象外となりますので、ご注意ください。（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着。）

7 申請手続き

申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和4（2022年）4月20日（水）～令和4年（2022年）5月11日（水）となります。

(1) 提出書類

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第1号の2）
- ウ 事業の内容が分かる企画書等の書類
※提出段階で確定していない事項は、「（予定）」と付記してください。
※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。
- エ 要件確認申立書（様式第1号の3）
- オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿
- カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）
- キ 納税証明書
- ク 直近1期分の決算書類
- ケ 規約又は会則、会員（役員）名簿及び構成団体一覧
※実行委員会の場合

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
TEL：043-245-5359
FAX：043-245-5558

(3) 受付期間

令和4年（2022年）4月20日（水）から令和4年（2022年）5月25日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。

なお、提出書類が整わない場合は、審査の対象外となりますので、ご注意ください。（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着。）

8 説明会

(1) 開催日時 令和4年4月28日（木）午後2時から1時間程度

(2) 開催方法 オンライン会議（ZOOM）

開催当日、市ホームページ（経済農政局経済企画課「新着情報・お知らせ」ページ）で、ミーティングID及びパスワードをご案内します。

9 審査

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて、審査を行います。補助申請額により審査方法が異なりますので、よくご確認ください。

評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了になります。予算上限に達した順位にある応募事業の補助金の交付決定額は、予算残額を上限額とします。

(1) 日時

令和4年（2022年）6月7日（火）午後1時～

(2) 場所

千葉市中央コミュニティセンター10階 101会議室（中央区千葉港2-1）

(3) 審査方法

ア 補助申請額100万円以上の事業

応募者ごとに時間を指定し、1社当たり10分程度のプレゼンテーション及び15分程度の質疑応答により審査します。

プレゼンテーションに参加できる人数は3名までとし、説明は提出書類を使用してください。

※応募が多数の場合は、事前に、プレゼンテーション等を実施する事業の絞り込みを行うことがあります。

※パソコンやプロジェクターは市で準備します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン会議（Zoom）を使用して審査を行う場合があります。

イ 補助申請額100万円未満の事業

提出書類の内容を審査します。

※審議会から要望があった場合、市がヒアリングを行います。

(4) 審査員

千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会

(5) 審査基準

審査に当たっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査するものとする。

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none">安全・安心新型コロナウイルス感染症拡大防止対策運営体制スケジュール類似事業実績地域の事業者や住民の理解を得ているか	25
2	継続性	<ul style="list-style-type: none">運営費の拠出方法（協賛金収入以外の収益源を確保しているか）開催日数、次年度の取組み	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none">ターゲット（ターゲット設定は的確であるか）コンセプトプロモーション方法、内容（ターゲットに届く効果的なプロモーションとなっているか）	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none">地域性（千葉市ならではか）場や空間の魅力を活かしているか	10

		<ul style="list-style-type: none"> ・新奇性（新規性、独創性）はあるか 	
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費につながる仕組み ・複数の地域事業者等と連携を図っているか（開催場所周辺の事業者や店舗へ周知を行い、連携策を有しているか） ・地域への経済波及効果（開催場所周辺の事業者や店舗へ好影響を与えられるか） ・複数の消費喚起方法 	20
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観整備内容（通常の景観とは異なる演出をしているか） ・公共性 	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価 	10
合計			100

(6) 結果通知

ア 通知日

令和4年（2022年）6月中（予定）

具体的な通知日については、別途、市からご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対して、通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。

10 実績報告

事業が終了したときは、下記（1）の提出期限までに、（2）の書類の提出により、実績報告をお願いします。千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会において、事業申請時、変更承認申請時又は状況報告時の計画どおりに実施しているか等について審議し、補助金の額を確定します。

例年、期限内に提出されても不備が多く見受けられますので、お早めにご準備をお願いします。

期限までに実績報告が提出されない場合、補助金の支払いはできません。

(1) 提出期限

各支援事業の完了日等を勘案し、以下の提出期限のうちいずれかを市が指定しますので、必ず実績報告をお願いします。ただし、上記3（11）ただし書に該当する事業の場合、この限りではありません。事業完了日を勘案し、別途、提出期限をお知らせします。（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着）

ア 第1回：令和4年11月11日（金）⇒補助金の支払予定時期：令和4年12月中

イ 第2回：令和5年 1月31日（火）⇒補助金の支払予定時期：令和5年3月中

ウ 最終回：令和5年 2月28日（火）⇒補助金の支払予定時期：令和5年4月以降

※補助金の支払予定時期は、あくまでも目安であり、実績報告の審査状況等により、前後します。

(2) 提出書類

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業報告書（様式第7号の2）

ウ 事業経過及び成果が分かる書類

※事業の様子が分かる写真を添付してください。

エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し

オ 領収書と対応した内訳書

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 注意事項

ア 事業の全部を委託することは禁止とします。

なお、事業の一部を委託する場合、申請者が責任を持って、収支を含む事業の細部にわたるまで管理すること。

イ 事業報告書（様式第7号の2）の収支決算に記載した経費と、領収書の金額が一致するように注意すること。

ウ 領収書は、経費内訳の確認ができる請求書などとあわせて提出すること。

なお、収支決算の記載順に並べて提出すること。

エ 領収書は、必ず「宛名（申請者名）」及び「ただし書」が記載されたものを提出すること。

オ 出演料や日当、謝金等で個人に支払う経費についても領収書が必要

カ 期限内にすべての領収書の提出が難しい場合又は領収書が発行されない場合は、請求書など支払い内容が分かる書類と支出明細（請求書の宛名と支払者が同一であること）の一式を提出すること。

キ 収支予算に対する収支決算を記載すること。予算立てをしていない支出が生じた場合は、制度要綱「別表 補助対象経費」と照らし合わせて、該当する支出項目であることを確認の上、記載すること。

ク 領収書のない又は記載内容に不備のある経費は、補助対象経費から除外し、再計算すること。

ケ ポイントを利用した場合、当該ポイント分を補助対象経費から除外すること。

(4) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

11 補助金の支払い

原則として、精算払いとします。補助金額確定通知書が届き次第、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

<提出先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

12 事業の実施及び事務手続きに当たっての留意点

(1) 事業の実施及び事務手続きに当たり、関係法令、制度要綱及び募集要項等の規定を遵守してください。

※著作権等の対応については、関係法令等の規定に従ってください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛又は延期などを要請することがあります。

(3) 補助金の交付決定に当たり、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の答申を受け、市から意見や要望を付す場合があります。その場合、実績報告時に付した意見や要望等に対する報告等を行う必要があります。

※意見や要望等を付した場合、市から内容及びその後の対応等について、お知らせします。

(4) 支援事業の実施状況の確認又は評価のため、市が進捗状況の報告を求めたり、調査を行うことがあります。

(5) 本制度の広報活動又は支援事業のプロモーション支援のため、写真の提供や報告等を求めることがあります。

- (6) 支援事業の実績報告に当たっては、来場者数等について、ご報告していただく必要がありますので、数値の把握をお願いします。
- (7) 支援事業の効果等を把握するため、アンケートの実施にご協力いただくことがあります。
- (8) 支援事業の実施に当たり、事故等が生じた場合には、速やかに市に報告してください。
また、申請時の連絡先に変更が生じた場合においても、速やかに市に報告をお願いします。
- (8) 補助金の交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等について、補助金の交付を受けた年度終了後、**10年間保存**してください。
- (9) 本制度の補助金により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10) 本制度の支援が終了した次年度以降、市から継続状況等についてヒアリングする場合がありますので、ご協力をお願いします。

13 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 担当：大熊

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

TEL：043-245-5359

Mail：ipu@city.chiba.lg.jp

令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者	所在地
	商号(名称)
	代表者氏名 ㊟
	※申請者(法人に当たってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。
	(担当者名)
	(電話番号)
	(FAX番号)

「令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業に事前申請したいので、令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項の記載事項をすべて承諾の上、次のとおり申請します。

1 提案事業名

2 開催日程

3 開催場所

4 事業概要